鳥取県職員採用試験
（令和９年４月採用予定　知的障がい者対象）
受　験　案　内

◆鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課◆
〒680-8570　鳥取市東町一丁目 220　鳥取県庁本庁舎３階
電話　(0857)26-7034　　URL　https://www.pref.tottori.lg.jp/jinjikikaku/

この試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、知的障がい者の雇用の促進を図ることを目的とし、職員採用候補者を選考するために実施するものです。
※この試験はワークセンター（会計年度任用職員）の職員募集に関する採用試験ではありません。

１　受付期間、試験日、試験会場、合格者・採用候補者発表日

受付期間	**令和８年７月１７日（金）** **～令和８年９月１１日（金）（必着）** ◎ 郵便、信書便又は持参のいずれかで申込を行ってください。 ◎ 郵便又は信書便による場合は、９月１１日（金）１７：１５までに到着したもの（期限までに申込先に到着したことが明確に確認できるもの）に限り受け付けます。 ◎ 持参による場合の受付時間 ８：３０～１７：１５ 土曜日、日曜日及び祝日は閉庁日のため受け付けておりません。 上記の受付日・時間以外に持参されても、受理できません。
第１次試験	**令和８年９月２６日（土）** ［試験会場］鳥取県庁会議室（鳥取市東町一丁目２２０） ※時刻、会場などの詳細は申込受付後にお知らせします。
第１次試験合格者発表日	**令和８年１０月６日（火）（予定）**
第２次試験	**令和８年１０月中旬（予定）** ◎ 試験の日時は第１次試験合格者に通知します。 ［試験会場］鳥取県庁会議室（鳥取市東町一丁目２２０）
採用候補者発表日	**令和８年１０月下旬（予定）**

２　募集職種、採用予定者数、職務内容、主な配属先

職種		採用予定者数	職務内容	主な配属先
事務	Ａコース	１名程度	会計事務（収入・支出事務）、物品の出納・保管事務、施設・設備の維持管理・環境整備、文書の収発・管理、簿冊の管理、ホームページの保守管理、データ入力・集計、資料印刷・製本　等	本庁、地方機関、総合事務所、教育委員会事務局、県立学校 （※警察本部以外の全ての部局）
	Ｂコース	１名程度		
事務 （鳥取方式短時間勤務）	Ａコース	１名程度		
	Ｂコース	１名程度		

（注１）採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になる場合があります。
（注２）試験結果によって、採用予定者数を増減、又は採用候補者なしとする場合があります。
（注３）配属先については、令和９年度の鳥取県の組織体制と採用候補者の適性等を考慮して決定します。
（注４）複数の職種区分に申し込むことはできません。
（注５）鳥取方式短時間勤務は、あらかじめ年間を通じて１週間当たり９時間程度の働き方支援休暇を取得することにより、１週間当たりの勤務時間を３０時間等とする勤務形態です。給料は、勤務時間数に応じた額となります。

３　受験対象者

（１）次のいずれかに該当する人

○事務（Ａコース）
・都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人
・知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医によって知的障がい者であると判定された人

○事務（Ｂコース）
・学校教育法による特別支援学校（以下、特別支援学校という。）の高等部（知的障がい）を卒業した者又は令和９年３月３１日までに卒業見込みの人

（２）鳥取方式短時間勤務の職種区分については、鳥取方式短時間勤務を希望する人

４　受験資格

（１）年齢要件

平成３年４月２日から平成２１年４月１日までに生まれた人

（２）国籍

日本国籍を有しない人については、次のいずれかに該当する人又は令和９年３月３１日までに該当する見込みの人に限り受験できます。
・出入国管理及び難民認定法別表第２の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者
・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

日本国籍を有しない職員は、従事する業務及び職が制限されます。
詳しくは、「〈参考〉日本国籍を有しない職員の任用について」をご覧ください。

（３）欠格要件

地方公務員法第１６条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
・鳥取県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない人
・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
・地方公務員法附則（平成１１年１２月８日法律第１５１号）による経過措置としての準禁治産者

５　試験内容

試験種目		配点	内容
第１次試験	筆記試験	100点	［筆記試験　７０分程度］ 公務員として必要な一般的な知識及び知能（社会・人文・自然に関する知識、文章理解・判断推理・数的推理・資料解釈等の能力）についての筆記試験を行います。
	適性検査	－	職務遂行に関する適性についての検査を行います。
第２次試験	人物試験	300点	人物、作業能率（集計作業、書類整理などの職務内容に係る実技）、理解力及びコミュニケーション力について、個別面接を行います。

（注１）試験内容はＡコース、Ｂコースで共通です。
（注２）筆記試験の難易度は特別支援学校の高等部（知的障がい）卒業程度で、国語、数学、社会、理科等から出題します。
（注３）第２次試験は、第１次試験合格者に対して行います。
（注４）第２次試験の人物試験では、作業能率を確認するためパソコンを使った文書作成、集計作業等を行っていただきます。（マイクロソフト社のＷｏｒｄ、Ｅｘｃｅｌを使用予定です。）
（注５）適性検査は第１次試験日に実施しますが、評価は第２次試験で行います。（第１次試験合格者のみ判定します。）

６　第１次試験合格者及び採用候補者の決定方法

（１）第１次試験合格者

筆記試験の得点の高い順に決定します。
なお、筆記試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合は、不合格とします。
また、適性検査を受験しなかった場合も不合格とします。

（２）採用候補者

第１次試験の得点に関わらず、第２次試験で実施する人物試験の得点の高い順に決定します。なお、人物試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合は、不合格とします。

（３）手帳等

採用候補者の決定後、採用までに療育手帳等を確認させていただく場合があります。受験対象者でないこと又は受験資格を欠くことが判明した場合は、採用されないことがあります。

また、令和８年１２月２５日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、こどもに接する業務に従事する場合は、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本試験の最終合格後、任命権者による採用手続き等の過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認することがあります。

7　第１次試験合格者及び採用候補者の発表

第１次試験合格者及び採用候補者の受験番号を人事企画課のホームページに掲載し、併せて県庁本庁舎の１階屋内掲示板に掲示するとともに、第１次試験合格者及び採用候補者に通知します。

8　試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例（令和４年鳥取県条例第２９号）第１４条第１項の規定により、指定の開示場所の窓口で開示を請求することができます。開示の内容及び開示場所等は次の表のとおりです。ただし、いずれかの試験において成績が設定された基準に満たなかった場合は、順位はありません。

開示対象の試験	開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
第１次試験	受験者本人	筆記試験の得点及び順位	第１次試験合格者発表日から１年間	鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課（県庁本庁舎３階）
第２次試験		人物試験の得点及び順位	採用候補者発表日から１年間	

試験結果の開示の請求は、**受験者本人が運転免許証、学生証等の写真により本人であることが確認できるものを携帯して**、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので注意してください。

また、希望者には郵送により試験結果を通知しますので、**通知を希望する受験者は、第１次試験日当日に、１１０円切手を貼った受取先明記の通知用封筒［長形３号（12.0㎝×23.5㎝）］を持参**してください。**試験日当日に通知用封筒を持参しなかった場合は、郵送による開示請求はできません。**

9　採用方法及び給与等

（１）採用時期

採用は、原則として令和９年４月１日の予定です。

なお、採用候補者となった方は、採用までの期間に、職場実習等を行っていただく予定としています。

（２）給与

ア　初任給（月額）

①　事務　206,700 円　　②　事務（鳥取方式短時間勤務）　171,900 円

※鳥取方式短時間勤務の職種区分の方の給料月額は、１週間当たりの勤務時間を３０時間とした場合の金額です。

※一定の職歴等がある人は、その経歴に応じて所定の金額が加算されます。

イ　昇給

原則として毎年１回、４月１日に行われます。

ウ　諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などが、それぞれの条件に応じて支給されます。

※令和８年４月１日現在。採用時までに給与改定等があった場合は、それによります。

（３）勤務時間、休日、休暇

ア　勤務時間

午前８時３０分から午後５時１５分（休憩時間６０分）

※勤務場所によって異なる場合があります。

※フレックスタイム制を導入しており、時差勤務も可能です。

※鳥取方式短時間勤務の職種区分の方は所定の勤務時間は１週間当たり３８時間４５分ですが、実際に勤務する時間は原則として年間を通じて１週間当たり３０時間等となるようにあらかじめ働き方支援休暇を取得していただきます。

イ　休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）

※勤務場所によって異なる場合があります。

ウ　休暇等

年次有給休暇（年間２０日。１時間単位で取得可能）、特別休暇（結婚、出産、育児関係、夏季 他）、病気休暇、働き方支援休暇（１週間当たり概ね９時間を基本に３０分単位で取得可能。鳥取方式短時間勤務の職種区分の方に限る）など

（４）勤務場所における受動喫煙防止措置等

敷地内禁煙

10　受験申込手続

提出書類	**申込書１部**･･･受験申込書裏面の申込書記載要領をよく読んで必要事項を記入の上提出してください。（履歴書、資格証明書等は申込時には不要です。） **返送用封筒１通･･･受験票を郵便により返送するため、１１０円切手を貼り、受験票の受取先を明記した封筒〔長形３号（12.0cm×23.5cm）〕をあわせて提出してください。**
申込先	**鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課** 所在地：鳥取市東町一丁目220　鳥取県庁本庁舎３階　電話(0857)26-7034 〔持参により申し込む場合〕上記へ直接御持参ください。 〔郵便又は信書便で申し込む場合〕 あて先：〒680-8570 鳥取市東町一丁目220　鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課 ※封筒の表に**赤字**で**「職員採用試験受験」**と記載してください。 ※郵便の場合、簡易書留などによるのが確実です。 （郵便局又は信書便事業者で交付される受領証等は、受験票が届くまで大切に保管しておいてください。）
受験票の交付	受験票は、提出いただいた返送用封筒により、後日郵送しますが、**９月２４日（木）までに到着しないときは、鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課に直接お問合せください。**

※身体に障がいのある方で、車イス使用など試験時に一定の配慮が必要な場合は、申込時に必ずお知らせください。

11　試験に関する注意事項

（1）試験当日は、必ず試験開始時刻までに試験会場に入室してください。遅刻者は受験できません。

（2）受験の際は、**受験票、筆記用具（ＨＢ又はＢの鉛筆、消しゴム）及び時計（計時機能だけのものに限ります。試験時間中に携帯電話及びスマートウォッチを時計として使用することは認めません。）**を持参してください。

（3）試験会場には時計がない場合があります。時計を持参される際は、計算機能等のない計時機能だけのものに限りますので注意してください。なお、受験中は携帯電話の電源を切っていただきますので、携帯電話及びスマートウォッチを時計として使用することは一切認めません。

（4）試験会場へは、公共交通機関等を利用してお越しください。

（5）保護者、その他関係者の方の試験中の付き添いは認めません。控室で待機していただきます。

12　個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集した個人情報については、採用試験及び採用に関する事務以外には利用しません。

〈参考〉日本国籍を有しない職員の任用について

1　日本国籍を有しない職員は次の業務及び職には就くことができません。

〔代表例〕

①公権力の行使に該当する業務

（1）許可、認可、免許等処分に関する事務（漁業取締、各種許可、建築確認等）

（2）報告の徴収、検査に関する事務（保健医療機関等に関する報告の徴収、立入検査等）

（3）県税の賦課決定、徴収、滞納処分に関する事務

（4）補助金・交付金の交付、貸付金の貸付けの決定に関する事務

（5）審査請求に対する裁決に関する事務

（6）そのほか、個人、法人、その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務

②公の意思形成への参画に携わる職

当県行政について、企画、立案及び決定に参画する職とし、本庁課長以上の職、地方機関の長などです。ただし、専ら団体指導の業務に従事する職は除くものとします。

2　日本国籍を有しない人で、採用時に就労に制限のない在留の資格を有していない人は、採用されません。

【試験会場案内図】

鳥取県庁会議室（鳥取市東町一丁目２２０番地）
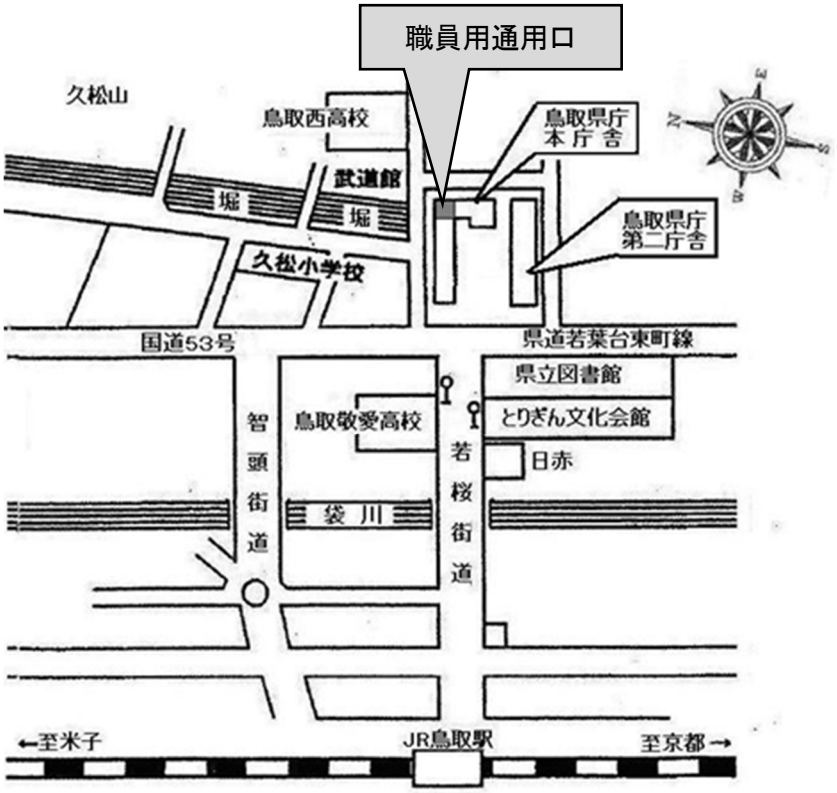
◎試験当日は、県庁正面玄関は閉まっていますので、北側（武道館側）職員通用口からお入りください。